

あきた材県外住宅販路強化事業実施要領

制 定 令和6年4月1日 林産－962

第1 趣旨

この要領は、あきた材県外住宅販路強化事業（以下、「本事業」という。）の実施に当たり、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下、「規則」という。）及び秋田県林業関係補助金等交付要綱（昭和39年制定。以下、「交付要綱」という。）の規定のほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) あきた材

県内及び隣県の森林から生産された原木（広葉樹にあつては、県外の森林から生産された又は輸入された原木及び一次加工品を含む）であつて、県内で加工された木材製品。

(2) あきた材サポーター

秋田県と連携して住宅、店舗及び事務所等の建築（以下、「住宅等の建築」という。）において県産材利用の拡大及び強化に取り組むとともに、あきた材パートナーの開拓・登録に協力する木材関連商社、プレカット工場、木材関連団体等であつて、秋田県にサポーター登録した者。

(3) あきた材パートナー

県外であきた材の普及活動とともに、住宅等の建築においてあきた材の利用に取り組む工務店、住宅メーカー等であつて、秋田県にパートナー登録した者。

(4) あきた材普及活動

県外において、広くあきた材をPRするため、あきた材パートナーが行う広報活動やイベント活動をいう。（別表1参照）

第3 事業の内容等

1 事業内容

県外において、住宅等の建築におけるあきた材の利用を促進するため、あきた材サポーターと連携を図りながら、あきた材を利用する工務店等をあきた材パートナーとして開拓・登録し、一定量以上の利用に対する支援やサポートを通じて、あきた材の販路拡大を図るものである。

2 事業実施主体

本事業における事業内容ごとの実施主体は次のとおりとする。

(1) あきた材パートナーの開拓 …… 秋田県、あきた材サポーター

(2) あきた材サポーター及びあきた材パートナーの登録 …… 秋田県

- (3) あきた材の利用・普及活動 . . . あきた材サポーター、あきた材パートナー
- (4) あきた材パートナーのサポート . . . 秋田県、あきた材サポーター

第4 あきた材サポーター

1 あきた材サポーターの登録

- (1) 知事は、第2の(2)に適した者に対して、登録依頼書（様式①）を送ることとする。
- (2) あきた材サポーターへの登録を承諾する者は、秋田県からの登録依頼書の別紙に承諾し提出すること。
- (3) 知事は登録依頼書（様式①、別紙）に承諾があった場合は、あきた材サポーターとして登録するものとする。

2 あきた材サポーターの登録証の交付

知事はあきた材サポーターの登録を行ったときは、あきた材サポーターの希望に応じてあきた材サポーター登録証（様式②）を交付するものとする。

3 あきた材サポーターの登録事項の変更

- (1) あきた材サポーターに登録された者は、次に掲げる登録事項に変更を生じた場合は、登録事項変更届出書（様式③）を知事に提出しなければならない。
 - ① 登録された企業名称、代表者名及び住所の変更（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）
 - ② 前号に掲げるもののほか、知事が届出の必要があると認める変更
- (2) 知事は、前項の登録事項変更届出書を受理した時は、その旨をあきた材サポーターに通知するものとする。

4 あきた材サポーターの登録の取消

知事は、あきた材サポーターが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録依頼書（様式①、別紙）の記載内容に虚偽があったことが明らかになったとき。
- (2) あきた材サポーターから登録取消の申出があったとき。
- (3) 森林関係法令等の違反など不適切な行為があったとき。

第5 あきた材パートナー

1 あきた材パートナーの登録申請

- (1) 秋田県やあきた材サポーターとの情報交換や補助金を受けようとする者は、あらかじめあきた材パートナーとして登録を受けなければならない。
- (2) あきた材パートナー登録を受けようとする者は、登録申請書（様式④、別紙）を知事に提出しなければならない。

2 あきた材パートナーの登録の審査

知事は、前項の規定により登録申請書の提出があったときは、当該申請書の内容等について、次に掲げる基準のいずれかに該当しているか審査を行うものとする。

- (1) 第5の2(2)及び(3)の計画を立てるための秋田県及びあきた材サポーターとの情報交換を行う意思があること。
- (2) あきた材を利用した住宅等の建築に取り組む計画があること。

(3) あきた材の具体的な普及活動計画を有すること。

3 あきた材パートナーの登録及び登録証の交付

(1) 知事は前項の規定による審査の結果、適当であると認める場合は、あきた材パートナーとして登録するものとする。

(2) 知事は前項の規定による登録を行ったときは、あきた材パートナー登録証(様式⑤)を交付するものとする。

4 あきた材パートナーの登録事項の変更

(1) あきた材パートナーに登録された者は、次に掲げる登録事項に変更を生じた場合は、登録事項変更届出書(様式③)を知事に提出しなければならない。

① 登録された住所及び氏名の変更(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名)

② 前号に掲げるもののほか、知事が届出の必要があると認める変更

(2) 知事は、前項の登録事項変更届出書を受理した時は、その旨をあきた材パートナーに通知するものとする。

5 あきた材パートナーの責務

(1) あきた材パートナーは、第5の3(2)により交付された登録証を掲示しなければならない。

(2) 補助金を受けようとするあきた材パートナーは、住宅等の建築においてあきた材の利用に取り組むとともに、別表1に掲げるあきた材の普及活動を行わなければならない。

6 あきた材パートナーの登録の取消

知事は、あきた材パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 登録申請書(様式④、別紙)、その他提出書類の記載内容に虚偽があつたことが明らかになったとき。

(2) あきた材パートナーから登録取消の申出があつたとき。

(3) あきた材パートナーが第5の2に掲げる登録基準を満たさなくなったとき。

(4) あきた材パートナーが第5の5(2)に規定によるあきた材普及活動を実施せず、補助金を受け取ったとき。

(5) 森林関係法令等の違反など不適切な行為があつたとき。

第6 県の補助等

1 県は、あきた材パートナーが取り組むあきた材の利用や普及活動について、必要に応じて各種サポートを行うとともに、住宅等の建築におけるあきた材利用に対して予算の範囲内で補助する。

2 前項の普及活動は、別表1に定めるとおりとする。また、あきた材利用に対する補助対象及び補助金額は、別表2に定めるとおりとする。

3 県は、第8の5の事業実績報告書が提出された場合、別に定める秋田県産材利用促進CO2固定量認証書を発行するものとする。

第7 事業の実施

1 事業計画の申請

(1) 補助金を受けようとするあきた材パートナー（以下、この条において「補助事業者」という。）は、当該年度に係る事業計画書（様式⑥、別紙）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(2) 当該年度において、補助金を受けない場合は、これを省略することができる。

2 事業計画の承認

知事は前項の計画書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を事業計画承認通知書（様式⑦）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 事業計画の変更等

補助事業者は、第7の1の事業計画書の内容に変更が生じたときは、あきた材県外販路拡大事業変更計画書（様式⑧、別紙）を知事に提出し、承認を受けなければならない。（様式⑨）

第8 補助金の交付

1 補助金の交付申請

第7の2の規定による事業計画の承認を受けた補助事業者は、交付要綱に定める提出期限までに、補助金の交付申請（様式⑩-1、別紙、様式⑩-2）を行うことができるものとする。

2 補助金の交付決定

知事は、前項の補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否及びその額を決定する。

知事は前記の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式⑪）により補助事業者へ補助金の交付決定を通知するものとする。

3 補助の条件

補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る法令、規則及びこの要領の規定に従うこと。

(2) 補助金に関する証拠書類及びあきた材の普及活動に関する書類を補助事業が完了した翌年度から起算して5年間保管すること。

4 補助金の変更

交付決定の変更を行う場合は、第8の1及び2に準ずるものとする。

5 補助金の実績報告

補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合、3月20日までに、事業実績報告書（様式⑫、別紙）及び別表3に掲げる関係書類（様式⑬、⑭、⑮）を知事に提出するものとする。

第9 補助金の支払い

1 補助事業者は事業の円滑な推進のため、必要に応じて補助金の概算払を受けることが

できるものとする。その場合は、概算払申請書（様式⑯）に事業一部完了報告書（様式⑰、別紙）及び別表3に掲げる関係書類（様式⑬、⑭、⑮）を添えて、知事に請求するものとする。（様式⑱）

- 2 概算払のできる時期は、原則として、9月及び12月とし、1月から3月にあつては随時とする。ただし、交付決定に係るあきた材利用件数が5件未満の場合は、この限りではない。

第10 補助金の返還等

補助金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合において、知事は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令、規則又はこの要領の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) あきた材の普及活動を実施せずに、補助金の交付を受けたとき。
- (5) 第5の6に基づきあきた材パートナーの登録が取り消されたとき。

第11 その他

この定めのないものについては、必要により、県と協議して定めるものとする。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第5の5(2)、第6の2関係)

あきた材普及活動	
1 広報活動	
・ ホームページへの掲載	
・ 自社パンフレット等への掲載	
・ 住宅関連雑誌等への掲載	
・ のぼり旗等の設置	
	等
2 イベント活動	
・ 住宅の見学会又は内覧会の開催	
・ 住宅関連イベントへの出展	
・ 国産材利用促進等の関連イベントへの出展	
・ 森林ツアーや産地見学会の開催	
	等

別表 2 (第 6 の 2 関係)

区分	補助対象者	補助対象	補助率
①構造材等 (構造材、下地材、 造作材)	あきた材パートナー	あきた材利用量 5 m ³ 以上	定額：5 万円／件
	あきた材パートナー (ウッドファーストなあ きたの住まいづくり促進 事業(県外版)実施企業)	あきた材利用量 7 m ³ 以上	定額：5 万円／件
②内装材等 (床、壁、天井 等)	あきた材パートナー	あきた材利用量 10 m ² 以上	定額：5 万円／件

※ 1 補助対象者は事業実施要領第 8 の 2 規定による交付決定を受けた、あきた材パートナーとする。

別表 3 (第 8 の 5、第 9 の 1 関係)

事業完了報告に添付する (補助金の支払請求に必要な) 書類
(1) 内訳書 (様式⑬) 補助金の支払請求に係る建築物の内容がわかる一覧。
(2) あきた材納品証明書 (様式⑭) あきた材の納品者 (建材商社、プレカット工場等) が、当該住宅等の建築に利用した木材製品があきた材である旨を証明する書類。
(3) あきた材利用状況写真 (様式⑮) 建築中又は完成後の内観及び外観など、あきた材が構造材等又は内装材等に利用されている旨を確認できる写真。
(4) 検査済証 (写) 補助対象期間内に発行されたもの。検査済証が発行されない場合は、かし担保責任保険に係る保険証券の写し又は当該保険に係る保険付保証明書の写し。 ただし、内装材での利用の場合は不要とする。

企業名称

代表者職氏名 あて

秋田県知事 佐竹 敬久

(公 印 省 略)

あきた材サポーター登録について（依頼）

県外住宅等の建築に係る県産材利用の拡大及びあきた材パートナーの開拓等について、御社と連携を図りたく、あきた材サポーターに登録したいと考えております。

ついては、御承諾いただける場合は、別紙承諾書を林業木材産業課あてお送りくださるようお願いいたします。

別 紙

承 諾 書

秋田県知事

令和 年 月 日

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住所

企業名称

代表者職氏名

電話番号

あきた材サポーターへ登録することを承諾します。

- ・ あきた材サポーター登録証の交付について

(希望する 希望しない)



あきた材サポーター登録証

登録番号 第 号

企業名

住 所

登録日 令和 年 月 日



秋田県知事

佐竹 敬久

秋田県
知事

秋田県知事

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 (企業名称
代表者の職・氏名)

電話番号

登録事項変更届出書

令和 年 月 日付けで登録された事項に変更が生じたため、あきた材県外住宅販路強化事業実施要領第4の3(1)又は第5の4(1)の規定により、下記のとおり届出ます。

	変更前	変更後
住 所		
氏 名		
その他事項		

※ 変更事項の内容を確認することができる書類を添付してください。

秋田県知事

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 (企業名称
代表者の職・氏名)

電話番号

あきた材パートナー登録申請書

あきた材パートナーとして登録を受けたいので、あきた材県外住宅販路強化事業実施要領第5の1(2)の規定により、別紙のとおり申請します。

様式④ 別紙

1 登録（企業）名	
2 木造住宅等の建築実績	_____棟 ・ 実績なし
3 秋田県等との情報交換	希望する
4 あきた材利用計画	住宅 (構造等) _____棟、(内装等) _____棟 店舗 (構造等) _____棟、(内装等) _____棟 事務所 (構造等) _____棟、(内装等) _____棟 その他 (構造等) _____棟、(内装等) _____棟 計 _____棟
5 あきた材普及活動の計画	
6 メールアドレス	
7 備考	

- ※ 1 「2 木造住宅等建築実績」欄は前年度の実績棟数を記入してください。
 2 「3 あきた材利用計画」欄は、当年度の（「住宅・店舗・事務所・その他」別、「構造等・内装等」別）棟数の見込を記入してください。
 3 「4 あきた材普及活動計画」欄は、可能な限り具体的に記入してください。



あきた材パートナー登録証

登録番号 第 号

企業名

住 所

登録日 令和 年 月 日



秋田県知事

佐竹 敬久

秋田県
知事

秋田県知事

申請者 住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 (企業名称
代表者の職・氏名)

電話番号

令和 年度あきた材県外住宅販路強化事業計画書（申請）

あきた材の利用及び普及活動計画について、あきた材県外住宅販路強化事業実施要領第7の1(1)の規定により、別紙のとおり提出します。

様式⑥ 別紙

1 あきた材の利用に関すること

(1) あきた材利用計画	住宅 (構造等) _____ 件、 (内装等) _____ 件 店舗 (構造等) _____ 件、 (内装等) _____ 件 事務所 (構造等) _____ 件、 (内装等) _____ 件 その他 (構造等) _____ 件、 (内装等) _____ 件 計 _____ 件
(2) あきた材利用量	
(3) あきた材仕入れ先	

2 あきた材の普及活動に関すること

(1) 広報活動

ア 活動の内容	
イ 活動の時期	

(2) イベント活動

ア 活動の内容	
イ 活動の時期	

※ この様式によりがたい場合は、別紙（任意様式）に記入してください。

あきた材パートナー あて

秋田県知事 佐竹 敬久

令和 年度あきた材県外住宅販路強化事業計画について（承認）

令和 年 月 日付けで提出のあった、あきた材県外住宅販路強化事業計画について、内容を審査したところ適当と認められますので、あきた材県外住宅販路強化事業実施要領第7の2の規定に基づき、承認します。

なお、補助金割当については次のとおりとしますので、補助金交付申請書を速やかに提出してください。

補助件数	事業費	補助金
件	円	円

秋田県知事

申請者 住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名

〔 企業名称
代表者の職・氏名 〕

電話番号

令和 年度あきた材県外住宅販路強化事業変更計画書（申請）

令和 年 月 日付け林産一 で承認のありました、あきた材県外住宅販路強化事業について、次により変更したいので、あきた材県外住宅販路強化事業実施要領第7の3の規定により、下記のとおり提出します。

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

様式⑧ 別紙

1 あきた材の利用に関すること

(1) あきた材利用計画	住宅 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件 店舗 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件 事務所 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件 その他 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件 計 _____ 件
(2) あきた材利用量	
(3) あきた材仕入れ先	

2 あきた材の普及活動に関すること

(1) 広報活動

ア 活動の内容	
イ 活動の時期	

(2) イベント活動

ア 活動の内容	
イ 活動の時期	

※ この様式によりがたい場合は、別紙（任意様式）に記入してください。

あきた材パートナー あて

秋田県知事 佐竹 敬久

令和 年度あきた材県外住宅販路強化事業変更計画について（承認）

令和 年 月 日付けで提出のあった、あきた材県外住宅販路強化事業変更計画について、内容を審査したところ適当と認められますので、あきた材県外住宅販路強化事業実施要領第7の3の規定に基づき、承認します。

なお、補助金割当については、次のとおりです。

変 更 前			変 更 後		
補助件数	事業費	補助金	補助件数	事業費	補助金
件	円	円	件	円	円

秋田県知事

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 (企業名称
代表者の職・氏名)

電話番号

補助金の交付について（申請）

令和 年度において、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

- 1 補助金の名称 あきた材県外住宅販路強化事業費補助金
- 2 補助金の使用目的 県外において、住宅等の建築におけるあきた材の利用を促進するため、一定量以上のあきた材利用に支援し、あきた材の販路拡大を図る
- 3 補助事業の種類 あきた材県外住宅販路強化事業
- 4 補助金交付申請額 _____ 円
- 5 補助事業の実施期間 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日
- 6 補助事業の実施計画 別紙

様式⑩-1 別紙

1 あきた材の利用に関すること

(1) あきた材利用計画	住宅 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件
	店舗 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件
	事務所 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件
	その他 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件
	計 _____ 件 × 定額5万円 =
(2) あきた材利用量	
(3) あきた材仕入れ先	

2 あきた材の普及活動に関すること

(1) 広報活動

ア 活動の内容	
イ 活動の時期	

(2) イベント活動

ア 活動の内容	
イ 活動の時期	

※ この様式によりがたい場合は、別紙（任意様式）に記入してください。

秋田県知事

申請者 住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 (企業名称
代表者の職・氏名)

電話番号

誓 約 書

令和 年度あきた材県外住宅販路強化事業において、補助金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

住所

氏名

秋田県知事 佐竹 敬久

補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により、通知します。

1 交付決定額 _____ 円

交付決定額の内訳

単位：円

補助対象事項	事業費総額	交付決定額		自己負担
		国費	県費	
あきた材を利用した住宅建築等				

2 補助事業の目的

県外において、住宅等の建築におけるあきた材の利用を促進するため、一定量以上のあきた材利用に支援し、あきた材の販路拡大を図る。

3 交付条件

別紙のとおり

[別紙]

交 付 条 件

- (1) 補助金を他に流用しないこと。
- (2) 補助事業者は、秋田県財務規則、秋田県林業関係補助金等交付要綱、あきた材県外住宅販路強化事業実施要領、その他関係法令等に従わなければならない。
- (3) 補助事業者は、この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間備え及び整理保管しておかなければならない。
- (4) 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

秋田県知事

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 (企業名称
代表者の職・氏名)

電話番号

補助事業の実績について（報告）

秋田県財務規則第255条の規定に基づき、補助事業の実績を次のとおり報告します。

- | | | |
|----|-------------|--------------------|
| 1 | 補助金の名称 | あきた材県外住宅販路強化事業費補助金 |
| 2 | 補助事業の種類 | あきた材県外住宅販路強化事業 |
| 3 | 補助事業の決定額 | _____ 円 |
| 4 | 補助事業の実績額 | _____ 円 |
| 5 | 差引増減額 | _____ 円 |
| 6 | 交付決定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 7 | 交付決定通知書指令番号 | 指令林産- |
| 8 | 交付の条件の完了日 | 令和 年 月 日 |
| 9 | 補助事業終了日 | 令和 年 月 日 |
| 10 | 事業実績書 | 別紙 |

様式⑫ 別紙

1 あきた材の利用に関すること

(1) あきた材利用実績	住宅 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件 店舗 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件 事務所 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件 その他 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件 計 _____ 件
(2) あきた材利用量	
(3) あきた材仕入れ先	

2 あきた材の普及活動に関すること

(1) 広報活動

ア 活動の内容	
イ 活動の時期	

(2) イベント活動

ア 活動の内容	
イ 活動の時期	

※ この様式によりがたい場合は、別紙（任意様式）に記入してください。

様式⑬

(1) 内訳書

No.	建物区分 住宅・店舗・ 事務所・その他	建築場所等		あきた材利用量		あきた材 仕入れ先企業名	完成年月日
		所在地	物件名等	構造材等 内装材等	(5㎡又は7㎡以上) (10㎡以上)	県内加工企業名	検査済証発行日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
	住宅	件		構造材等	.0m ³		
	店舗	件					
	事務所	件		内装材等	.0m ²		
	その他	件					
計	0	件					

様式⑭

発行日 : 令和 年 月 日

(2) あきた材納品証明書

〈納品者記名押印欄〉

納品した下記の木材製品は、あきた材であることを証明します。

建築場所	
物件名等	

番号	部材名	樹種	寸法			単材積 (m ³)	数量	材積 (m ³)	製造元
			長さ (m)	厚さ (mm)	幅 (mm)				
1						0.000		0.000	
2						0.000		0.000	
3						0.000		0.000	
4						0.000		0.000	
5						0.000		0.000	
6						0.000		0.000	
7						0.000		0.000	
8						0.000		0.000	
9						0.000		0.000	
10						0.000		0.000	
11						0.000		0.000	
12						0.000		0.000	
13						0.000		0.000	
14						0.000		0.000	
15						0.000		0.000	
16						0.000		0.000	
17						0.000		0.000	
18						0.000		0.000	
19						0.000		0.000	
20						0.000		0.000	
合計							0.000	m ³	

※ 製造元が直接納品した場合は、製造元が発行する出荷伝票又は納品書をもって代えることができるものとする。

※ 内装材等の場合は、材積を面積、m³をm²に置き換えるものとする。

様式⑮

(3) あきた材利用状況写真



利用状況

利用状況

利用状況

秋田県知事

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

氏名

〔 企業名称
代表者の職・氏名 〕

電話番号

補助金の概算払について（申請）

令和 年 月 日付け指令林産一 により補助金の交付決定を受けましたが、事業目的及び交付条件に従い、完全に遂行しますから、補助金の概算払を受けたく申請します。

- 1 補助金の名称 あきた材県外住宅販路強化事業費補助金
- 2 補助事業の種類 あきた材県外住宅販路強化事業
- 3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 補助金の決定額 _____ 円
- 5 既受領額 _____ 円
- 6 今回請求額 _____ 円
- 7 概算払申請理由 事業の円滑な推進のため
- 8 請求内訳 住宅等の建築完成件数 _____ 件
- 9 添付書類 事業一部完了報告書

秋田県知事

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

氏名

〔 企業名称
代表者の職・氏名 〕

電話番号

令和 年度あきた材県外住宅販路強化事業一部完了報告書

次のとおり、事業対象の住宅等の建築が完成しましたので、関係書類を提出します。

1 住宅等の建築完成件数 _____ 件

2 添付書類

- (1) 内訳書（様式⑬）
- (2) あきた材納品証明書（様式⑭）
- (3) あきた材利用状況写真（様式⑮）
- (4) 検査済証（写）

様式⑰ 別紙

1 あきた材の利用に関すること

(1) あきた材利用実績	住宅 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件 店舗 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件 事務所 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件 その他 (構造等) _____ 件、(内装等) _____ 件
	計 _____ 件 × 定額 5 万円 =
(2) あきた材利用量	様式⑱内訳書 参照
(3) あきた材仕入れ先	様式⑱内訳書 参照

2 あきた材の普及活動に関すること

(1) 広報活動

ア 活動の内容	
イ 活動の時期	

(2) イベント活動

ア 活動の内容	
イ 活動の時期	

※ この様式によりがたい場合は、別紙（任意様式）に記入してください。

請 求 書 (概算払・前金払)

令和 年 月 日

秋 田 県 知 事
(林業木材産業課)

債権者 住所
(TEL)
会社名称
代表者職氏名

次のとおり請求します。

請 求 金 額 ¥ _____

内 訳	契 約 (指 令) 金 額	¥
	前 回 受 領 額	¥
	今 回 請 求 額	¥
	今 後 請 求 額	¥

経費の内訳
あきた材県外住宅販路強化事業費補助金として
(令和 年 月 日付け指令林産一 による補助金)

支 払 方 法	口座振替払 ・ 隔地払 ・ その他 ()						
口 座 振 替 払 の 振 込 銀 行 及 び 口 座 番 号	銀行			支店			当 普 別
口 座 名 義 人 ※カタカナで記載							
隔 地 払 の 支 払 場 所	銀行			支店			

摘 要